

令和3年1月27日

津山市建設工事等入札参加資格登録業者 各位

津山市契約監理室長

建設工事に係る入札制度の見直しについて（お知らせ）

津山市の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施しますので、お知らせします。

1. 発注方法について

	現 行	変 更 後
指名競争入札	予定価格（税抜）100万円以上 予定価格（税抜）2,000万円未満	変更なし
一般競争入札 （事後審査型制限付）	予定価格（税抜）2,000万円以上	変更なし
一般競争入札 （総合評価（特別簡易型） 事後審査型制限付）	予定価格（税抜）7,000万円以上	予定価格（税抜）1億円以上

2. 工事に関する最低制限価格制度について

	現 行	変 更 後
対 象 工 事	予定価格（税抜）7,000万円未満 の建設工事	予定価格（税抜）1億円未満 の建設工事
最低制限価格の設定	87.1 ～ 90.0%（30通り）	87.1 ～ 92.0%（50通り）

3. 工事に関する低入札調査価格制度について

	現 行	変 更 後
対 象 工 事	予定価格（税抜）7,000 万円以上の建設工事	予定価格（税抜）1 億円以上の建設工事
低入札調査価格の設定	予定価格（税抜）の 87% （千円未満切り上げ）	次の(1)～(4)の合計額（10 万円未満切り捨て） ただし、予定価格（税抜）の 10 分の 7.5（10 万円未満切り上げ）から 10 分の 9.2（10 万円未満切り捨て）の範囲 (1) 直接工事費の 97% (2) 共通仮設費（率分+積上分）の 90% (3) 現場管理費の 90% (4) 一般管理費の 55% 建築工事は、※1 のとおり
低入札調査の基本方針	(1) 直接工事費の 87%以上 (2) 共通仮設費（率分）の 85%以上 (3) 共通仮設費（積上分）の 87%以上 (4) 現場管理費の 75%以上 (5) 一般管理費の 50%以上	(1) 直接工事費の 92%以上 (2) 共通仮設費（率分+積上分）の 85%以上 (3) 現場管理費の 85%以上 (4) 一般管理費の 50%以上 建築工事は、※2 のとおり

※1 建築工事については、上記表中の直接工事費の額は、発注者の設計図書における直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の 10 分の 1）を引いた額とし、上記表中の現場管理費の額は、発注者の設計図書における現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とします。

※2 建築工事については、次のとおりとします。

- ・上記表中の直接工事費の額は、入札価格の見積設計書及び発注者の設計図書における直接工事費から現場管理費相当額（直接工事費の 10 分の 1）をそれぞれ引いた額とします。
- ・上記表中の現場管理費の額は、入札価格の見積設計書及び発注者の設計図書における現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額をそれぞれ加えた額とします。

4. 建設工事総合評価落札方式について

	現 行	変 更 後
対 象 工 事	予定価格（税抜）7,000 万円以上の建設工事	予定価格（税抜）1 億円以上の建設工事
評 価 基 準	<p>(加算点) 各評価項目の得点を合計したものを加算点とし、10 点から 30 点までの範囲内で定める。</p> <p>(標準点) 技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点として 100 点を与える。</p> <p>(評価値) $\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$ </p>	<p>(加算点) 各評価項目の得点の合計を 10 点から 30 点までの範囲内に換算したものを加算点とする。</p> <p>(標準点) 技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点として 100 点を与える。 ただし、工事に関する低入札調査価格制度の取扱い要領（平成 20 年 7 月 1 日施行）に定める低入札調査価格を下回る入札価格で入札した者については、75 点とする。</p> <p>(評価値) 変更なし</p>

5. 工事に関する高落札率入札調査制度について

	現 行	変 更 後
対 象 工 事	すべての競争入札の建設工事	変更なし
高落札率入札調査価格の設定	落札率 95%以上	落札率 97%以上